

## 序に代えて

### 人間復興の理念と実践

山中茂樹先生による本論考集「復興 興論」は、都市づくりや防災を専門として研究してきた者（少なくとも私自身）にとって、ある意味で「自戒と省察のための座右の銘」とすべき鋭い言葉に満ちている。たとえばこうである。

「専門家は、しばしば研究者としての適用限界を超え、決定者を僭称し、被災者を含む社会に対するパターンリズムに陥ってしまう。（中略）まさしく父親が子どもに干渉・制御するような言葉が震災20年の裏面史の中で綴られてきた。」

「人々の営生権が『都市づくり』や『防災』という抽象的概念によって、ないがしろにされることもあってはならない。」「都市づくり」や「防災」がともすると「災害のもとでの人間復興」という視点を欠いてきたという指摘もされている。

ならばどうすれば良いのか？ 山中先生はこの問いを自らも背負い込み、他者にも激烈に投げかけながら論考されてきたように思う。2005年1月に関西学院大学に災害復興制度研究所を創設、3年後には日本災害復興学会を旗揚げする、その主導的役割を果たされた。その原動力は、「学問的関心ではなく、不条理な現実に対する義憤であった」と率直に述懐されている。ここにも「研究者という専門家により矮小化された学問的関心」に対する山中先生流の諧謔的表現がある。むしろ義憤を理念、そして知的探求へと昇華されながら先生は「人間復興の理念と実践」の開拓者の任を担う困難な「事起こし」に長らく挑戦されてきた。山中先生が関西学院大学災害復興制度研究所を2015年3月31日をもって定年・退職されるにあたり編まれた本論考集はそのご努力が結実したものである。

山中先生はこれまであいまいで多義的に用いられてきた「復興」という言葉（に込めた概念）を磨き上げるために同じような言葉を使い畳み掛けるようにして、意味のズレを足かぎりに「人間復興の本質」にじわじわと迫ろうとされている。下記の言及の箇所がその好例であろう（なお下線部は岡田による）。

「一步後退の復興に配慮せよ。建築制限をかけ、『中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指す』（防災基本計画）だけが復興のまちづくりではないだろう。（中略）まず、人々がどんな形にせよ、元の暮らしに近い日常を取り戻すところから被災地の再建を考えるべきだ。復興の主役は『街』ではなく、『人』なのだから。」「経済成長のみを肯定的復興とは考えない『まちづくりの思想』を構築することが必要だろう。自然や景観に配慮した街、高齢者ら社会的弱者に優しい街、自然エネルギーを創り出す街など、住民の総意によってさまざまな価値観を復興の指標とする発想の転換が求められる。」

なお私は「総合防災」の必要性を長年にわたって唱えてきたひとりであるが、上で指摘されている事項は「総合防災」の新しい研究領域として今後精力的に議論し、開拓すべき課題であると考えている。そのためには学際的、国際的な取り組みがますます必要になってくるであろう。

### 研究所の骨格づくりと肉付けの「哲学」

山中先生の「人間復興」へのたゆまぬ問いかけがあったからこそ、本研究所は今の骨格と肉付けを得たのであろう。ただし多くの共鳴者や協力者がそこに加わってできた協働の事起こしであったことも間違いない。何よりも貝原俊民・前兵庫県知事（故人）や当時の副知事の齋藤富雄氏の「研究所をつくれ」という後押しがあったことが大きいことが本論考集にも述べられている。初代の所長の宮原浩二郎先生をはじめとして私の前の所長を務められた室崎益輝先生にいたる所長の方々の貢献も少なくない。結果

として災害復興制度研究所の今の外形が整った。

大変特徴的なこととして研究所の存在意義（レゾナードル）が明確に示されていることが挙げられよう。そこには「研究の理念」「支援の理念」「組織の理念」「実現の理念」、さらに「研究所の使命」が掲げられている。これは本研究所の骨格づくりと肉付けの「哲学」とも呼ぶべきものとなっている。本論考集の中でも随所でこの点について詳しく説明がされている。ここでは重複を避けるために要点のみ示しておこう（なお下線部は岡田による）。

### （研究の理念）

研究の理念を「人間の復興」とする。人間復興とは、災害復興の主体を「都市＝空間の再建」「全体の復興」から、「被災者の再生」「個の復興」に置き換えるパラダイム・シフトを意味する。

研究所は、この精神を受け継ぎ、2009年に災害復興基本法試案を発表し、自己決定権に基づく幸福追求こそ災害復興の第一歩だとして、復興法体系の整備を目指している。

### （支援の理念）

支援の実定法を策定するにあたっては、「事の支援」に留意したい。「今」＝「事」に着目した総合的支援にこそ着目して支援メニューを考えなければいけない。「事の支援」には、「今の現状」を救うということが大前提となる。「私有財産自己責任」や「焼け太りをつくるな」といったマイナス思考では真の復興支援はできない。

### （組織の理念）

組織運営の指針を「共存同衆」とする。

「共存同衆」とは、自由民権運動家の馬場辰猪や小野梓らが1874年（明治7年）に結成した学会＝Societyの原型の一つとなる結社のことである。

災害復興制度研究所、さらには研究所が中心になって2008年に結成した日本災害復興学会も、この「共存同衆」をモデルとしている。

### （実現の理念）

人間復興の理念を実現するに当たって、私たちは「権理のための闘争」を仕掛けたい。権理とは、「理＝ことわり」の「権＝ちから」である。災害復興は、まさにこの「安寧と自己保存」「生命の保存」のための契約を結ぶことなのだ。わが国の憲法も12条で「自由及び権利」は「国民の不断的努力」が必要だとしている。座して権力の施しを待つのでは「権理」は獲得できない。そこで、憲法と実定法をつなぐ復興基本法が必要であり、さらに「事の支援」を実現できる、さまざまな実定法を私たちは提案していかなければならない。もちろん、権理の獲得は容易でない。「今日はまだ達成されていないが、明日には実現するであろうと確信する」ことこそ法制度実現の駆動力になると信じて行動を起こしたい。

### （研究所の使命）

「復興思想の体系化」「復興思想の制度化」「復興思想の実践化」を三つの柱に、わが国の災害サイクル（防災―救急・救命―復旧―復興）の中で、制度・システム・理念ともに最も脆弱な「復興」の分野を学問的にも行政的にも厚みのあるものとし、これからの超高齢化社会・格差社会のなかで国民に安全・安心な世界を提供する足がかりとする。

私は上記のような明文化に山中先生（と協働的に研究所を築き上げてきた先駆者たち）の理念への篤く強き信念を見る。とりわけ、「理念のための理念」であってはならないことを縛る「実現」や「実践」

にも「理念」を求めるところに着目したい。解釈するにこの「理念」とは弱きものや小さき者への眼差しに裏付けられた人道主義とリベラリズムの思想に立脚するものであろう。また「復興思想の体系化」「復興思想の制度化」「復興思想の実践化」という三つの柱には、「体系化」「制度化」「実践化」が要諦として挙げられている。「制度」「システム」「理念」という三つの補助概念も使われている。私見ではあるがこれを発展させていくことで、広い意味での「復興の理念と実践に裏付けられた研究」×「制度／ガバナンス」に進化しうると解釈できるのではなかろうか。

なおこれもあくまで個人的な見解であるが、私が鳥取県智頭町などの実フィールドで30年余にわたって実践検証してきた「小さな事起こし」も山中先生が言われる「権理」と通じるところがあるのではないだろうか。東日本大震災では被災した地域を新たな形で少しずつ起こし（興し）ながら持続的に発展（sustainable regrowth）させていく営みが不可欠となっている。南海トラフ地震に備えた「持続的な事前復興」では、該当しうる数多くの多様な地域においては小さな集落コミュニティの果たす役割を積極的に支援し、活かしながら今後の地域復興（「過疎」からの脱却も含めて）のまちづくりを持続的に継続していくことが求められる。いずれにしても公的役割だけではなく、それを埋める民間や個人の創発的な役割が協働的な形で発揮される創造的な社会システムを構想し、進化的に生み出していく挑戦が必要になってくる。

本論考集には山中先生がこれまで主導的に構想し、研究所や学会づくりにおいて探求されてきた「復興思想の体系化」「復興思想の制度化」「復興思想の実践化」の知的遺産が結晶化されている。山中先生が定年退職された後に、野呂雅之先生が新たに主任研究員・教授として赴任された。この遺産は篤き精神も含めて野呂先生を中心に系統的に引き継がれ発展・進化していくはずである。本書「復興 興論」がこれまで本研究所の活動にご協力下さった方々はもとより、災害復興のあり方に関心をお持ちの人たちに広く読んで活用いただけることを心から願っている。

2015年7月

災害復興制度研究所 所長 岡田 憲夫